

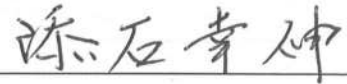
那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第10回（定例会）

署名人



委員長



開催日時 平成27年9月4日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時35分

開催場所 那覇市役所11階 1101AB会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

- 1 議案第23号 那覇市社会教育委員の委嘱について 【生涯学習課】
- 2 議案第22号 平成28年度教育委員会組織定数管理運営方針について 【総務課】
- 3 協議 第2次那覇市教育振興基本計画の素案について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、金城国夫主幹、田盛善宏主査、伊禮道子主査

（生涯学習課）大城義智課長、石原実室長、田場壮子主査

（市民スポーツ課）我那覇生男課長

（施設課）内間章課長

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校教育課）相澤敬二課長

（教育研究所）玉村かおり指導主事

【市民文化部】

（文化財課）古塚達朗課長

【こどもみらい部】

（こども政策課）宮城安伸主幹

傍聴人 1名

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長　　これより平成27年度第10回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは議案第23号「那覇市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長　　議案第23号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、那覇市社会教育委員を別紙のとおり委嘱する。平成27年9月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市社会教育委員の任期が満了により、那覇市社会教育委員に関する条例第3条及び第5条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出する。内容につきましては、生涯学習課のほうでご説明いたします。

添石委員長　　はい、お願いします。

大城課長　　お手元の資料をご覧くださいと思います。開けまして1ページ目、社会教育委員の委嘱の部の一覧になっております。今回、新任が6名、再任の方が5名となっています。2ページの上の表が今回、新任、再任される方11名、下の2名が継続ということで来年までの任期の方となります。3ページが今回退任される6名の方々となっています。4ページ以降は条例や付則の資料となっています。新任の方々のご説明をさせていただきたいと思います。まず1ページの表、1番の玉井栄良さん、社会教育関係者という構成区分になっておりまして、那覇市自治会長会連合会の会長となっております。7番の上原博さん、この方は新任で社会教育関係者としての区分です。那覇市PTA連合会の会長になります。今回、会長が代わられて上原さんが新任ということで提案させていただきます。8番の荒木喜代子さん、この方も社会教育関係者としての区分になっています。この方は那覇市社会教育指導員OB会会長ということで公民館からの推薦になっております。9番の望月道浩さん、社会教育関係者としての区分で、この方は琉大の先生になっております。那覇市立図書館協議会の副会長ということで図書館からの推薦になっております。10番の高江洲啓子さん、この方も社会教育関係者ということで那覇市立壺屋焼物博物館友の会委員として文化財課からの推薦になっております。11番の大工富子さん、家庭教育の向上に資する活動を行う者という区分で、那覇市の民生委員児童委員の委員になっております。以上が新任の方になります。

添石委員長　　それではご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員　　社会教育委員、昨年度はどういった活動をされたのでしょうか。

大城課長　　昨年度は5回定例会を行いまして、第1回目の定例会では社会教育関係団体への補助金の交付について審議しております。諮問議題として若狭公民館・繁多川公民館の指定管理者の選定委員会についての審議があります。あとは公民館運営の見直しについての協議ですとか、若狭公民館・繁多川公民館の指定管理予定候補者の審査、社会教育功労者の表彰についての審議等が話し合われております。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 新任の方が5名、当然、任期満了した人達の代わりですよね。任期満了した人達の任期が今年の7月29日で、新しい人達の任期が10月7日。この空白期間というのは何か意味があるのですか。通常は継続して引き継ぐのかなと思いますけれども。

田場主査 これまでもこういった感じで、期間が少し空く年度があったのですけれども、今回は10月に会議を予定しておりまして、委員の方に委嘱のためだけに来ていただくよりは、会議の席でその委嘱交付式を行いたいということで、その日程でさせていただきます。

渡慶次教育長 わかりました。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 確認なのですが、新任の方の備考の理由のほうに「任期満了のため新規任用」という書き方なのですが、これは「前任の方の任期満了のため」となりませんか。再任の方も同じような書き方になっているので、もし外に出すときには「前任者の」というふうに書いたほうが良いのではないかと思います。

大城課長 はい、ありがとうございます。

喜久里委員 前に、若い方ももっといたら良いですねとお話しましたが、今回はいろいろな年代の方もおられるのでバランスも良くて、いろいろな意見が出るのではないかと思います。

添石委員長 はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それではほかにご意見、ご質問ないようですので、議案第23号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第23号は原案のとおり議決いたしました。それでは引き続き、議案第22号「平成28年度教育委員会組織定数管理運営方針について」を議題といたします。伊良皆部長、お願いします。

伊良皆部長 議案第22号「平成28年度教育委員会組織定数管理運営方針について」、平成28年度教育委員会組織定数管理運営方針について別紙のとおり決定する。平成27年9月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、平成28年度の組織再編に向け、平成28年度教育委員会組織定数管理運営方針を決定する必要があるもので、この案を提出する。内容につきましては総務課のほうでご説明いたします。

添石委員長 よろしくをお願いします。

山内課長 1ページが、平成28年度教育委員会組織定数管理運営方針（案）でございます。添付資料として3ページ、平成28年度組織機構及び定数に関する管理運営方針

をつけております。これは市長部局の管理運営方針で、市全体の管理運営方針ということで市長決裁となっております。教育委員会の組織定数管理運営方針は、この市長部局の管理運営方針と整合性をとる必要がございますので、参考資料として添付してございます。5ページ、第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画、これは平成27年2月5日に教育委員会会議で議決していただいた、平成27年4月1日から平成32年4月1日まで、5年間の中期定員管理計画でございます。これに基づき平成28年度の定数管理について人員の抑制、定員の適正化を図っていく必要があるということで、これも添付資料として付けてございます。説明につきましては、別添で比較表をお配りしてあると思います。これを見ながら主な変更点を担当より説明していきたいと思っております。

添石委員長
金城主幹

はい、よろしく申し上げます。

比較表の左が平成27年度、右が平成28年度(案)になっております。変更した部分が上から3行目、これは市長部局の決裁の日付が変わっております。次、基本方針のほうですけれど、平成27年度の方で「全庁的な事業の見直しに取り組むこととなっている」となっているところを、平成28年度(案)については「取り組んでいるところである」というふうに字句訂正です。あと「同様方針に基づき、全事業を対象とした見直しに取り組んでいかなければならない」というところを、「同様方針に基づき、昨年度に引き続き全事業を対象とした見直しに取り組んでいかなければならない」と字句訂正しております。また基本方針の中の下の部分、下線の引かれているところですが、「第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画」、これは平成27年2月5日の教育委員会会議の議決に基づいて議決しておりますので、これを教育委員会の方針として入れてあります。次のページになりますが2番の(1)、最初の方を「教育委員会の定数は」と変更して、「上限とする」というのを「上限となっている」としております。それからまた「第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画を踏まえ」と入れて、定員が前は「430人程度を見込む」のところを「426人程度を見込む」に訂正しております。それから(2)、これは市長部局と同じような文言「参事兼課長職及びグループ長について、見直しの検討を行う」と入れております。市長部局のほうは、完全に見直しを行うと言っておりますけれども、教育委員会のほうとしてはまだまだ検討することが考えられますので、見直しの検討を行うというふうに、若干、市長部局とは変えて入れてあります。次、(7)多様な任用形態の職の活用については、市長部局と方針は変わりませんので市長部局と合わせて変更しております。去年と内容は変わらないので、字句が変わっただけとだけ思っていれば結構だと思います。次、(8)非常勤職員の設置について、これも特に変わらないので市長部局と合わせた文言にしております。(10)再任用職員の配置につい

て、これも市長部局のほうに合わせております。内容的には去年と変わってはおりませんが、次のページ、「ただし、平成28年度から1回に限り更新が可能になるため、定数に達していない一部の職種にフルタイム勤務を導入する場合は、定数配置として扱う」、これも市長部局に合わせて教育委員会も加えてあります。これは年金受給が62歳になるということで、1回限り更新可能というふうに文言を入れてあります。再任用職員については、短時間勤務が基本なのですが、一部の職種にフルタイム勤務を導入するというのは、土木職が今、定員割れしているということで、再任用の時に土木職がもしでた場合はフルタイムもできますよという意味を持たず意味で付け加えてあります。今のところは土木職限定ということになっております。委員会にも土木職はおり、影響があるかと思しますので付け加えてあります。主な変更点は以上になっております。

添石委員長

よろしいですか。それでは本件につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員

今回変更したところではないのですが、1番の組織機構について、市長部局のほうを見ますと、課の再編については部の意見、いわゆる上位の意見を取り入れていますが、我々の教育委員会では課の再編について自分達で要請するようになっていて、今回の事とは関係ないかもしれませんが、部の役割というのがどうなっているのかと思ひまして。

伊良皆部長

市長部局におきましては、企画財務部の行政経営課がこの組織定数の事務を所掌しております。役所自体、組織が大きく、実際には各課単位のヒアリングを行うのですが、最終的には部の長の意見を汎用していこうということで部単位の表現になっております。教育委員会のほうは、生涯学習部、学校教育部、両部ございますけれども、総務課のほうでその組織定数を所掌しており、総務課のほうで各課の状況を踏まえて判断していこうということでその違いが出てくることになります。当然、課のほうの組織定数を要求する際には、所管部長と調整した上で要求していくことになりますので、再度また所管部長のヒアリングまでは行う必要はないと考えております。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

よろしいですか。ほかございませんか。はい、神村委員。

神村委員

定数及び定員管理のところですが、参事兼課長職及びグループ長について見直しの検討を行うとあって、市長部局は見直しを行うということですがけれども、具体的にはどのような感じの変わり方になるのか、今、わかる範囲で教えてください。

山内課長

一例を挙げますと、市長部局も教育委員会もそうですけれども、普通は主幹職・主査職がグループ長なのですが、今は、課長級の副参事が、副参事兼グループ長ということで、グループ長を務めているところが結構あります。これを見直し、

本来の原則である主幹職・主査級に戻していきたいというのが市長部局の考え方です。例外として市長部局は企画財務部、業務が重要と言ったらおかしいのですが、中枢的なところは、そのまま副参事兼グループ長ということで置いておき、ほかの所については原則に戻していきたいという考え方があるのですが、教育委員会の場合、副参事兼グループ長がいるのは、総務課の企画財務グループと学校教育課です。学校教育課は市長部局から見ると企画財務担当ではないという話になるのですが、総務課の考え方としましては、学校教育課というのは、教職員の人事、サービス関係、学校経営など教育委員会の中でも中枢を占めるところであります。今、教職員グループ、企画・特別支援グループ、そして指導グループ、それぞれ副参事職を置いてグループ長としていて、これでやっていく必要があるのではないかと考えておりますが、見直しを行うという表現ではなくて、検討して行って、どうかたちが良いかというのを考えていきたいということです。

神村委員

よくわからないのですが、副参事兼グループ長ということは仕事が重くなるということですか。

山内課長

グループ長の原則は主幹なのですが、副参事は課長級ということで管理職になります。副参事というのは本来であれば決裁のライン職でなくて、特別に上司から命令された業務を行うということなのですが、財務・企画とか重要な部分については、そういうのもやりながら且つグループをまとめていくということで、そういう課長級をあてて副参事兼グループ長とやっていると。副参事がグループ長をしている所が結構あるのですが、これをなくして重要な所だけに絞っていきこうというのが市長部局の考え方でございます。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

限定で土木職をフルタイム勤務というところなのですが、以前、募集してもなかなか土木のほうで入って来る方がいないと伺ったのですが、現状もそうでしょうか。それでフルタイムに充てるとなっているのでしょうか。定数と関係ないかもしれませんが教えてください。

添石委員長

山内課長。

山内課長

今年度についてはわからないのですが、昨年度もその前もそういう傾向があります。土木職については、年度は定かではないのですが、平成25年度に不足ということで中途採用も試み採用はしたのですが、募集人数に足りなかったという事例がございます。

喜久里委員

引き続き不足というのは、まだ改善されていないのですか。

山内課長

現状として、まだ不足はあります。

喜久里委員

折角募集しているのに残念ですけれども、また頑張って新しい方が入れるように

お願いします。

添石委員長

私のほうから確認なのですが、この比較表の基本方針の文章の一番後段のほうで、従来のものは「定数管理については、中核市なは定員管理方針に基づき」という文章で、新しいほうが「及び第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画に基づき」、「及び」というのが入っているのですが、その次のページの定数及び定員管理の具体的な表現のところでは、従来のものは「中核市なは定員管理方針を踏まえ」、新しいものは中核市なは定員管理方針の文言はなく、「第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画」のみがあるのですけれども、違いを少し説明していただけますか。

山内課長

那覇市の方針は全庁的な方針でございまして、定員についても教育委員会、市長部局、消防等含めて、全庁的な定員をある程度見込んでいます。2. 定数及び定員管理については、那覇市教育委員会のものを何名程度ということで書くところですので、あえて「中核市なは定員管理方針」は入れないで教育委員会のものを入れているということです。

添石委員長

従来はこの定員管理計画というのはなかったのですか。

山内課長

去年までは「第2次那覇市教育委員会中期定員管理計画」が作成されていませんでした。

伊良皆部長

第1次教育委員会中期定員管理方針が平成25年度か26年度までだったかと思えます。それで根拠となる方針等がなかったものですから、市全体部分の方針を採用して去年の場合は運営方針として位置づけたということで理解しております。

添石委員長

わかりました。あと同じ2ページで(1)定数及び定員見込み数の末尾の言葉が、従来は「上限とする」という断定的な言い方で、次は「上限となっている」。この「となっている」というのはあまり文章としては見慣れない表現ですけれども、これはどういう意図があるのか、説明をいただけますか。

伊良皆部長

前回の部分は555人を上限とするというかたちではあるのですが、那覇市の職員定数条例の中で教育委員会の事務局職員145人、教育機関440人というのは条例で定められております。その意味で新しいものは、上限とするという表現ではなくて、条例上はそういう上限となっていますという表現に改めております。これは条例事項でありますので私どもが勝手に動かす訳にはいけませんので、議会の議決を得てこの数字が変わっていくというかたちになります。それに対して、この組織定数の中で定員という表現をしておりますけれども、この定員という部分につきましては現員数と理解をしていただければと思います。

添石委員長

わかりました。最後に細かいのですが1ページに戻っていただいて、新しい28年度の案のところ、変更箇所の下線が引かれておりますが、左側のみだしの文書だけ、27に下線引かれているのでこれも新しい文書のほうでの下線なのか、細

かいのですが気付いた時に発言だけはさせていただきます。

山内課長

修正させていただきます。

添石委員長

私からは以上ですけれども、ほかよろしいですか。はい、神村委員。

神村委員

財政とかいろいろな意味で教育委員会は定数減の方向で今頑張っていると思いますが、いろいろな機器が入ってきて仕事の的には便利になったし、逆にいろいろな情報が入って来る中で多様化もしていて多忙感もあると思いますが、この辺の現状を踏まえて、定数を削減して職員の過労の問題がないか気になりました。

山内課長

少し答えは違うかもしれませんが、中期定員管理計画を27年2月に、ご一緒に作っていますけれども、これ以前は那覇市全体、教育委員会としても削減、削減という考え方でできていたのですが、平成26年度にはある程度削減は終わって、今は現状維持という考え方でやっております。今回は何名か削減になりますけれども、これは現業職退職不補充ということで、今回は用務員と調理員さんが定年退職になりますので、その分について定員として削減しますけれども、非常勤職員等を配置してやっていくと、実際には定員として削減はないという考え方でございます。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいですか。

伊良皆部長

今、神村委員から話がありましたようにパソコン機器等を含め、事業執行部分においては便利な状況になってきておりますが、ご承知のように市民の要請等々もかなり多様化してきている状況があります。当然、従来のようなかたちのサービスだけでなく、それ以上のサービスが求められているような状況もありますので、それに基づいてできるだけ合理化も含めながら事務遂行に務めているところではありますけれども、やはりこの市民のニーズという部分がかなり細かいところまで入ってくると、おのずから限界の部分もあるかと思いますが、そういった部分につきましても、ひとつひとつの事務を重ねながらマニュアル等も含め、いかに効率的にやっていくかということをもたまたま日々研究していかなければいけないのかなという感じであります。ただ需要と供給の表現からいたしますとかなり厳しい部分があるのかと思いますが、しかしあくまでも我々も仕事の一環でありますので、これは遂行していかなければいけないのかなと思っております。

神村委員

頑張ってください。

佐久川副参事

もうひとつ関連しますけれども、この方針に基づいて各課の事務量や増員要求等ヒアリングを実施して、業務がどうなのか、職員の増が必要なのか、臨時・非常勤で対応できるのかという部分で、各課のバランスを見ながら、この方針を踏まえてこれから職員の配置について決めていきます。そこで職員の業務量が過重になっている部署があればそこを配慮していくとかたちをとっていきますので、

それが職員であったり、臨時職員であったり、非常勤ですとかというふうに対応していくかたちになりますので、作業については今後事務的に進めさせていただきます。

神村委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。それではほかにご質問ないようですので、議案第22号「平成28年度教育委員会組織定数管理運営方針について」は、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第22号は原案どおり議決いたしました。続きまして、協議「第2次那覇市教育振興基本計画の素案について」になっております。まずは協議理由と内容についての説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長、お願いします。

伊良皆部長 それでは、協議「第2次那覇市教育振興基本計画の素案について」、第2次那覇市教育振興基本計画の素案について、別紙のとおり協議する。平成27年9月4日提出。教育長 渡慶次克彦。協議理由、平成28年度から実施する第2次那覇市教育振興基本計画の素案について、決定前に協議する。内容につきましては総務課のほうで説明いたします。

添石委員長 お願いいたします。

山内課長 私のほうから策定までの経緯等を説明した後、担当の田盛から説明させていただきます。平成18年の教育基本法改正によって、国が平成20年に、県は平成21年にそれぞれ教育振興基本計画を策定しております。これを受けまして那覇市においても同様の計画を策定することとなりまして、平成21年10月から事務局で策定委員会及び幹事会を設置して策定作業を進めました。その後、教育委員会会議において計画の素案に係る協議を行った後、平成23年7月の教育委員会会議で計画の素案が決定いたしました。そしてその後、それに対するパブリックコメントの実施を経て、同年10月教育委員会会議での議決により現行の計画が策定されました。現行の計画は皆様のお手元に配りましたけれども、平成23年度から平成27年度までということになります。平成28年度に向けて第2次基本計画を策定する必要があるため、今回の協議案として上程している次第でございます。平成24年に那覇市議会基本条例が制定されまして、その条例の規定によってこの教育振興基本計画は議会の議決事項となりました。それで議会との対応等がこれからありますので、スケジュール的にも厳しいところがありますが、対応していきたいと考えております。内容につきましては担当の田盛のほうから説明いたします。

田盛主査 それでは資料の3ページからご説明します。「第2次計画について」ということで、「(1) 各種計画等との関係」、こちらは現行の計画の冊子で申し上げます

と、2ページに計画の概要図がありますが、こちらとの関係です。第2次計画においても基本的にはこちらの概要図と同様のものを考えております。ただし、今年6月に市長と教育委員会において開催しました総合教育会議での議論を踏まえて、市長が「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱」を策定しておりますので、第2次計画と大綱との関係はこの計画の概要図に加える必要があると考えております。続きまして、「(2) 計画の体系」、こちらは現行の計画の冊子で申し上げますと、4ページから5ページにかけて体系表が載っております。この体系についても現行の計画と同様の体系にしたいと考えております。ただし、現行計画の体系表にある「主な事業(活動)」の項目、こちらについては、計画が策定された平成23年度時点のもので、年度ごとに変更が生じるということがあるので、第2次計画の体系には含めずに具体的施策までとしたいと考えております。次に「(4) 計画の期間」についてでありますけれども、この第2次計画についても期間は5年間としまして、平成28年度から平成32年度の間とすると考えております。ただし、平成30年度から第5次総合計画が開始する予定でありますので、この平成30年度においては計画の改訂ですとか、期間の変更といったことについて検討する必要があると考えております。次に「(6) 計画の素案編集」について、本日協議していただく第2次計画の素案編集に当たっては、まず現行の計画において実施している具体的施策の成果、それから今後に向けての課題ということを検証しまして実施状況を評価しております。そのうえで現行計画の9つの施策、それぞれについて各施策に係る課同士が調整を行い、第2次計画の素案を編集しております。ただし、この中の施策の目標という項目がありますけれども、こちらについては具体的施策の目標というかたちに変更することで目標をより明確化、具体化しております。こちらは施策全体の目標ということではなくて、この施策の中の具体的施策それぞれについての目標をなるべく立てるように努めていくということでもあります。「(7) 計画の策定方法及びスケジュール」でありますけれども、策定作業は現行計画と同様に事務局内で策定委員会それから策定幹事会を設置しまして策定作業を進めているところであります。さらに教育委員会会議において計画の素案について協議を踏まえて決定しまして、素案に対するパブリックコメントを実施した後で計画の案を決定したいと考えています。ちなみに今回協議していただく素案についてはあくまでも作成の途中段階のものでありまして、事務局で編集作業中であるため、まだ内容が整っていないということをご承知おき下さい。まだ編集の途中ではあるのですが、本日、委員の皆様からご意見、ご指摘をいただきまして、それを踏まえて今後も事務局内で検討を重ねて内容を詰めていきまして、再度、皆様に協議をしていただきたいと予定しております。素案の編集作業と教育委員会会議や策定委員会などでの協

議を同時並行で行っていきまして徐々に内容を固めていくという流れで考えています。ただ先ほど、山内課長からも話があったとおり、現行計画と異なる点として、本計画は現在、市議会の議決事項に追加されておりますので、第2次計画の策定に当たっては、議会への議案提出などの対応を行っていくということになります。次に6ページから7ページに計画の体系表がありまして、政策、施策、現行計画の具体的施策、その右手のほうに第2次計画における具体的施策といったものを載せてあります。これは次のページから始まる素案に載っているものを抜粋してまとめたものであります。次に8ページをお願いします。ここから後のページは現時点における第2次計画の素案でありますけれども、9つの施策すべての共通事項としまして現行計画からの変更部分といったところには網かけをしております。それでは9つの施策それぞれについて現行計画から変わった点、それから新たな文言のうち主なものについてご説明させていただきます。8ページの施策が「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」、こちらについては、平成25年度から那覇市生涯学習推進計画という計画を実施していますけれども、この計画に沿った内容として改めております。次に12ページをお願いします。こちらは「どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる」の施策でありますけれども、こちらは具体的施策の「①ウォーキング推進事業の実施」ですけれども、ウォーキング講座や「ひやみかち なはウォーク」、こういったものについて新たに設けております。次に15ページをお願いします。ここの施策が「家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる」でありますけれども、この施策については、認定こども園を中心とする内容として全体的に改めております。次に18ページをお願いします。こちらは「生活リズムの確立を促し生きる力を育む」の施策ですけれども、こちらは新たな課題、具体的施策として主権者教育ですとか人権教育のことを新たに設けております。次に22ページをお願いします。こちらは「子どもたちが授業に集中できる環境を整備する」となっておりますけれども、この中では不登校に関する事業をほかの施策から移してきております。次に27ページをお願いします。こちらは「地域と連携して青少年の健全育成を図る」ということでありますけれども、この内容としては、平成27年度から、な一ふあぬわらび・わかむん計画（新しい那覇市青少年育成総合施策）というものを実施してありまして、この内容に沿って改めております。次に30ページをお願いします。こちらは「教師の学ぶ機会を充実させる」ということで、内容としては平成25年度に中核市に移行した際に県から移譲された初任者研修、10年経験者研修などの説明を新たに設けております。次に33ページをお願いします。こちらは「学校施設の補修・整備をすすめる」ということで、35ページの具体的施策①の最後のほうで、学校施設の長寿命化計画を新たに策定するというを加

えております。最後に38ページをお願いします。こちらは「伝統文化の保存と継承を図る」ということで、内容としては、学校を通じた児童・生徒への働きかけの部分ですとか、それから埋蔵文化財のPR強化、そういったことをさらに充実させるという内容になっております。以上でございます。

添石委員長 かなりボリュームがある内容ですけれども、それでは本件に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら発言をお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員 4ページの予定表を見ますと9月は教育委員会会議で2回協議を行うということなので、次回もこの協議があるということですか。

田盛主査 こちらは予定として組ませていただいているのですが、ただ変更になる可能性もあります。10月の第1回目の教育委員会会議が5日にございますが、この中で協議していただくかどうかというのを事務局内でスケジュール調整しております。

饒波委員 今日で言いたいことを言っておいたほうが良いという事なので、読んでいてわからなくなってしまっ。生涯教育ということなのですが、生涯教育とはなんだろうというような感じになってしまっ、最後のページに国の基本計画がありましたが、これを見ても生涯教育ということではぱっと思いつくのは、公民館での講座とか、平たく言えば趣味の延長線のイメージがあるのですが、あともうひとつ、ハローワークがやっている職業に直結する資格を取るような成人教育というのがあると思いますが、国の基本計画を見るとそこまではなくて、おそらくハローワークというと厚労省でしたか、これは文部科学省で棲み分けがあるのかなということで、僕が考えているようなそういう資格に直結するような成人教育というのは、我々の仕事には含まれないという感じでよろしいですか。

伊良皆部長 広い意味で生涯教育という部分につきましては、なにも教育委員会が主催する事業だけではなくて、広く官公庁あるいは民間も含めてやるような事業について、いわゆる生涯教育というような考え方ができるかと思います。この教育基本法の中で国の計画につきましては、かなり広範囲の部分でやってきておりますけれども、今回のうちの計画につきましては現行の振興基本計画を基本に作成しているという部分がありますので、今回はその辺の体系的な部分について、もしご意見があればお聞かせ願いたいという部分があります。この生涯教育的な部分につきましては、私どものほうは趣味もあるいは資格取得も含めて、生涯学習のそういった基盤整備をするのが我々の仕事だというような感じ。教育という部分につきましても学習はあくまでも整備条件になるのですが、生涯教育という部分の観点からすると、先ほど申し上げました教育委員会だけではなく、例えば市長部局のほうで、起業するための講座を持つとか、あるいは特別な資格取得に限った講座を持つとか、そういった部分も行っている状況はあります。少し論点がずれているかもしれませんが。